

## 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4 第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2026年1月22日  
【会社名】 株式会社学情  
【英訳名】 GAKUCHO CO., LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中井 大志  
【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。  
【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長中井大志は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用をしております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社は全ての事業拠点にて同一事業を展開しているため、事業拠点すべてを評価範囲とし、拠点よりもむしろ事業内容の面から評価範囲を決定しています。評価範囲の選定にあたっては、各事業領域がそれぞれ外部向けの売上を計上していることから、売上高が事業活動の成果や事業規模を示す指標として最も適切であると判断し、選定指標として採用しました。また、売上高の約7割以上を占める『就職博』『Re就活キャンパス』『Re就活』を主要事業として「重要な事業拠点」（事業領域）といたしました。これら主要事業以外の事業についても、主要事業と同様の業務プロセスで運営されており、不正リスクや全社的な内部統制の状況の観点から慎重に評価を行った結果、選定した評価範囲は財務報告の信頼性を確保する上で、十分であると判断しています。企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては、売上高、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。これらは、当社の主要事業活動に直接関連し、財務報告の信頼性に重大な影響を及ぼす可能性があるため、評価対象として選定しました。さらに、選定した重要な事業拠点（事業領域）にかかわらず、それ以外の事業拠点（事業領域）も含めた範囲について重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（賞与引当金計上プロセス、貸倒引当金計上プロセス、税効果会計プロセス、有価証券評価プロセス）を財務報告への影響を勘案し、重要性が高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。